

宮崎市建設工事総合評価落札方式に係る評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎市建設工事総合評価落札方式による条件付一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)に規定する総合評価競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価項目及び評価基準)

第2条 要綱第6条に規定する評価項目及び評価基準は、別表1及び別表2のとおりとする。

(実績等の対象期間)

第3条 別表1及び別表2における実績等の期間は、年度を単位とし、対象となる期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の工事成績評定点の対象期間は、建築工事が過去5年間、建築工事を除く工事を過去2年間とし、申請日が属する年度に完了した工事は含まない。
- (2) 国及び地方公共団体等での施工実績について、対象期間は、建築工事が過去11年間、建築工事を除く工事を過去6年間とし、申請日が属する年度に完了した工事を含むものとする。ただし、鋼橋上部工等の特殊な工事(以下「特殊工事」という。)においては、前号に規定する施工実績の対象期間を変更することができる。
- (3) 配置予定技術者の能力について、本市発注の同種工事に主任(監理)技術者等として従事した際の工事成績の対象期間は、建築工事が過去5年間、建築工事を除く工事を過去2年間とし、申請日が属する年度に完了した工事は含まない。なお、同種工事に主任(監理)技術者等として従事した施工経験について、対象期間は、建築工事が過去11年間、建築工事を除く工事を過去6年間とし、申請日が属する年度に完了した工事を含むものとする。
- (4) 不調不落対策における工事の施工実績について、対象期間は、過去2年間とし、申請日が属する年度に完了した工事は含まない。
- (5) 災害時における協力(業務委託を含む)及び社会貢献や地域貢献活動の実績について、対象期間は、過去2年間とし、申請日が属する年度に実施した活動は含まない。
- (6) 主たる営業所の所在地のほか、市内の消防団の加入、エコアクション21又はみやざきエコアクションの認証は、申請日における状況とする。

(評価基準の取り扱い)

第4条 別表2における評価項目及び評価基準の取り扱いは、次の各号に掲げるとおりとし、共同企業体の場合には、各構成員の実績を用いるものとする。

- (1) 本市発注の同種工事の工事成績評定点の平均点について、工事成績のないものは、「83点未満」とみなす。なお、共同企業体の場合は、各構成員の得点の平均値とする。
- (2) 国や地方公共団体等における過去6年間(11年間)の同種工事の施工件数(共同企業体(出資比率20%以上のものに限る。)によるものを含む。)は、工事案件ごとに、規模及び工法、施工場所、受注金額を設け、CORINS登録した工事カルテの写し、発注者の証明書等により確認するものとする。なお、共同企業体の場合は、各構成員の得点の平均値とする。
- (3) 配置予定技術者は、次の基準によるものとする。なお、契約締結後、配置した技術者は、当該技術者の退職又は休職を除き、原則として、変更を認めない。

ア 主任(監理)技術者等として従事した本市発注の同種工事の工事成績評定点の最高

点について、工事成績のないものは、「83点未満」とみなす。

イ 主任（監理）技術者等としての同種工事の施工実績は、工事案件ごとに、規模及び工法、施工場所、受注金額を設け、CORINS登録した工事カルテの写し、発注者の証明書等により確認しなければならない。なお、この場合、共同企業体（出資比率20%以上のものに限る。）における実績を計上できるものとする。

ウ 配置予定技術者は、3名まで指定できるものとする。ただし、配置予定技術者を2名以上指定した場合、施工能力の評価の対象となる配置予定技術者は、指定した者のうち、当該評価項目の合計得点が最も低くなる者とする。

エ 共同企業体における配置予定技術者は、各構成員における配置予定技術者のうち、当該評価項目の合計得点が最も高くなる者とする。ただし、一構成員が配置予定技術者を2名以上指定した場合は、その構成員における評価対象技術者は、当該評価項目の合計得点が最も低くなる者とする。

（4）主たる営業所の所在地について、共同企業体の場合は、構成員の代表を対象とする。

（5）災害時における協力、不調不落対策における工事の受注の実績は、申請に基づき、契約課長が確認するものとする。なお、共同企業体の場合は、各構成員の得点の平均値とする。

（6）地域貢献活動等の実績は、申請時に写真、新聞記事の写し等を添付し、必要に応じて、契約課長が関係機関又は関係団体に確認するものとする。なお、共同企業体の場合は、各構成員の得点の平均値とする。

（7）市内の消防団の加入は、申請時に任命書等の写しを添付するものとする。消防団員とは、消防組織法に規定する消防団員として、宮崎市に任命されている者をいい、法人にあっては役員を、個人にあってはその者を含むものとする。なお、共同企業体の場合は、各構成員の得点の平均値とする。

（8）ISO9001又はISO14001、エコアクション21及びみやざきエコアクションは、申請時に認証書等の写しを添付するものとする。なお、共同企業体の場合は、各構成員の得点の平均値とする。

（9）前各号に定めるもののほか、必要な評価基準の取り扱いは市長が別に定める。

（提出書類）

第5条 契約課長は、入札参加資格及び評価項目を審査するため、要綱第8条第1項第3号に基づき、入札参加希望者に次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

（1）施工実績等確認申請書【簡易型】（様式第1号）

（2）施工実績等確認申請書【特別簡易型】（様式第2号）

（3）施工実績等確認資料（様式第3号）

（4）その他、市長が必要と認めるもの

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月22日から施行する

附 則

この要領は、令和5年8月16日から施行する
 附 則
 この要領は、令和6年8月30日から施行する

別表1（第2条関係）

評価項目		簡易型	特別簡易型
1 施工計画	(1) 工程管理の適正性	○	—
	(2) 品質管理の適正性	○	—
	(3) 安全管理の適正性	○	—
	(4) 施工上の課題への取組	○	—
2 施工能力	(1) 本市発注の同種工事の工事成績評定点の平均点	○	○
	(2) 国及び地方公共団体等における同種工事の施工件数	○	○
3 配置予定技術者の能力	(1) 主任（監理）技術者等として従事した本市発注の同種工事の工事成績評定点の最高点	○	○
	(2) 主任（監理）技術者等としての同種工事の施工実績	○	○
4 地域貢献度	(1) 市内における主たる営業所等の所在地の有無	○	○
	(2) 過去2年間の災害時における協力（業務委託を含む）の有無	○	○
	(3) 過去2年間の不調不落対策における工事の受注の有無	○	○
	(4) 過去2年間の社会貢献や地域貢献活動の有無	○	○
	(5) 市内の消防団の加入の有無	○	○
	(6) ISO9001 又は ISO14001、エコアクション21、みやざきエコアクションの認証の有無	○	○

別表2（第2条関係）

評価項目	評価基準	配点	得点
I 施工計画（10）			
（1）工程管理に係る技術的所見	工程管理が適切であり、臨機の対応が示されるなど、発注者が求める工期内の施工の確実性が確認される。	2	2
	工程管理が適切であり、発注者が求める工期内の施工の確実性が確認できる。	1.5	
	工程管理が適切であり、発注者が求める工期内の施工が見込まれる。	1	
	工程管理は適切であるが、発注者が求める工期内の施工には懸念がある。	0.5	
	未記入、又は不適切である	0	
（2）品質管理に係る技術的所見	材料等の品質の確認頻度及び確認方法が適切であり、現場やその他の条件を踏まえた工夫がみられる。	2	2
	材料等の品質の確認頻度及び確認方法が適切であり、現場の条件を踏まえた工夫がみられる。	1.5	
	材料等の品質の確認頻度及び確認方法が適切である。	1	
	材料等の品質の確認方法が適切であるが、確認頻度には懸念がある。	0.5	
	未記入、又は不適切である	0	
（3）安全管理に係る技術的所見	安全管理が適切であり、現場やその他の条件等を踏まえた工夫が見られる。	2	2
	安全管理が適切であり、現場の条件を踏まえた工夫が見られる。	1.5	
	安全管理が適切であり、工夫がみられる。	1	
	安全管理が適切であるが、一般的な内容の記載にとどまっている。	0.5	
	未記入、又は不適切である	0	
（4）施工上の課題に対する技術的所見	工事の特性等を十分に理解し、課題への対応が適切であり、現場やその他の条件を踏まえた工夫がみられる	4	4
	課題への対応が適切であり、現場の条件を踏まえた工夫が見られる。	3	
	課題への対応が適切である。	2	
	課題への対応に所見があるが、一般的な内容の記載にとどまっている。	1	
	未記入、又は不適切である	0	

2 施工能力 (4)			
(1) 本市発注の同種工事の工事成績 評点の平均点	85点以上	2	2
	83点以上85点未満	1	
	83点未満	0	
(2) 国や地方公共団体等における 同種工事の施工件数	5件以上	2	2
	2件以上5件未満	1	
	1件以内	0	
3 配置予定技術者の能力 (3)			
(1) 主任 (監理) 技術者等として従 事した本市発注の同種工事の工 事成績評定点の最高点	85点以上	2	2
	83点以上85点未満	1	
	83点未満	0	
(2) 主任 (監理) 技術者等としての 同種工事の施工実績	同種工事の経験がある。	1	1
	同種工事の経験はない。	0	
4 地域貢献度 (3)			
(1) 主たる営業所の所在地	市内にある。	0.5	0.5
	市外にある。	0	
(2) 災害時における協力 (業務委託 を含む) の有無	協力の実績がある。	0.5	0.5
	協力の実績はない。	0	
(3) 不調不落対策における工事の 受注の有無	受注の実績がある。	0.5	0.5
	受注の実績はない。	0	
(4) 社会貢献や地域貢献活動の有無	活動の実績がある。	0.5	0.5
	活動の実績はない。	0	
(5) 市消防団への加入の有無	社内に市消防団の団員がいる。	0.5	0.5
	社内に市消防団の団員はいない。	0	
(6) ISO9001 又は ISO14001、 エコアクション21、みやざき エコアクションの認証の有無	いずれかの認証がある。	0.5	0.5
	いずれの認証もない。	0	

※ 「営業所」とは、建設業法 (昭和 24 年法律第 200 号。) 第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。なお、「主たる営業所」とは、営業所のうち、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所をいい、通常は本社、本店を指す。

※ 「災害時における協力」とは、宮崎市における活動で、次に掲げる事項が該当する。

- a) 宮崎市が主催する防災施策に協力した場合
- b) 宮崎市と締結した「水門操作委託」に基づく対応
- c) 風水害等による緊急時の対応
- d) 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時の対応

※ 「社会貢献や地域貢献活動」とは、宮崎市における、次に掲げる事項が該当する。

- a) 地域活動としてボランティアを行った場合 (自社のみでの活動を除く)
- b) 協会等主催の社会活動に参加した場合